

横浜市立山元小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月25日策定 平成30年2月28日改定

令和5年2月28日改定 令和6年2月29日改定

第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもの立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

3 いじめ防止に向けた方針

- (1) 子どものいじめを防止するために、学校・地域・家庭が一体となり、いじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、学校全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

◇学校として

- ①あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②いじめは、どのクラスにも、どの子にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- ③いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

◇保護者として

- ①どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめに加担しないよう指導に努める。
- ②子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。

◇子どもとして

- ①自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- ②周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

第2章 「山元小学校いじめ防止対策委員会」の設置

1 いじめ防止対策委員会の構成員

学校は、校長・副校長・教務主任・児童支援専任・養護教諭・人権担当教諭より構成される「山元小学校いじめ防止対策委員会」（以下「いじめ防止対策委員会」）を設置する。

2 いじめ防止対策委員会の運営

毎月末に、「山元小いじめ対策防止委員会」定例会を行い、その月のいじめの認知件数や内容を再度確認し、未然防止・早期発見に努める。また、毎朝行われる「主幹会議」の時間に、先日に起きた事案や対応の確認、いじめの有無の確認、情報共有をする。いじめの疑いがあった段階で、直ちに「山元小いじめ対策防止委員会」を開催する。

校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3 いじめ防止対策委員会の活動内容

(1) 未然防止に関すること

- ・いじめに関する相談を行う体制として前述の「山元小いじめ対策防止委員会」があることや、管理職・児童支援専任・養護教諭などの学校職員あるいは学校カウンセラーがいることを児童及び家庭に周知し、その活用を促すようにする。
- ・新年度職員研修(4月)において、学校経営方針、児童指導方針を全教職員で共通理解する。また、全教育活動を通して学校の約束(「山元のきまり」)を全校児童に周知し、規律ある生活ができるように指導する。学校の約束については2月に見直しを行う。
- ・年に2回、Y-P アセスメントアンケート・学級風土チェック・検討会議を行い、それに基づいた「子どもの社会的横浜プログラム」を実施することでいじめの未然防止に努める。
- ・校内重点研究を通して、子どもの考えを生かすことに意を用いた魅力ある授業づくりにつとめ、自ら問題を持ち、意欲的に学び続ける子どもを育てる。
- ・「挨拶」の大切さを認識し、お互いに(子ども、教職員共に)積極的な挨拶が交わされるような学校になるよう努める。
- ・清掃指導に積極的に取り組み、そのなかでも「黙働」による清掃ができるように努める。
- ・地域の活動に積極的に取り組む子を育成していくなかで、山元のまちを大切にし、山元に生きる子を育てる。
- ・お互いに「よいところ」を見ることができると子どもの育成に努める。また、自らの存在のかけがえのなさを実感できるようにして、「自己有用感」を育てていく。

(2) 早期発見に関すること

- ・定期的に行っている「主幹会議」の時間に、先日に起きた事案や対応の確認、いじめの有無の確認、情報共有をする。
- ・火曜日に行われる「児童指導」の時間に(メンターの活動が入る週は除く)、全職員で気になる子どもの言動、行動については共通理解をもつ。
- ・年間2回の「いじめに関するアンケート」及び「いじめ解決一斉キャンペーン」を実施し、実態の把握と早期発見に努める。

(3) 対応について

いじめが疑われる情報が入った際は、「山元小学校いじめ防止対策委員会」を招集し、それを踏まえ正確な事実把握に基づいた迅速な対応を実施する。

(4) いじめの解消について

「山元小学校いじめ防止対策委員会」において認知したいじめ事案については、毎月末の定例会にて子ども同士の人間関係や周りの児童の状況等について確認し、次にあげる2点の

要件が満たされた場合に「いじめが解消した」とみなす。本人・保護者に面談等によって確認する。

《いじめ解消の要件》

- ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)間止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

- ・新年度職員研修(4月)において、学校経営方針、児童指導方針を全教職員で共通理解する。また、全教育活動を通して学校の約束(「山元のきまり」)を全校児童に周知し、規律ある生活ができるように指導する。

(6) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ いじめの定義・児童理解研究、 横浜こども会議テーマの確認	学校いじめ防止対策委員会 (月1回・随時) いじめ認知・支援方針
5月	いじめ早期発見のアンケート・教育相談 小中ブロック交流会(仲尾台中ブロック)	
6月	Y-Pアセスメント実施①	
7月	横浜こども会議(中学校ブロックで話し合い)	
8月	中区こども会議 専任夏季研修に基づく校内研修 小中交流会(平楽中ブロック)	
9月	生活アンケート実施	
10月	児童生徒交流日(両中学ブロック)	
11月	Y-Pアセスメント実施②	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉防止キャンペーン (アンケート・面談)	
1月	小中交流会(仲尾台中ブロック)	
2月	生活アンケート実施 学校いじめ防止基本方針の見直し	
3月	年間の振り返り、次年度への引継ぎ	

(7) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。

必要がある場合は、「山元小学校いじめ防止基本方針」を含めて見直しを検討し、措置を講じる。